

理事長の選任に関する規定

平成20年(2007年)5月30日決定
山口県吹奏楽連盟

理事長の選任について、下記のように定める。

- 1 事務局は、理事長の任期満了の3ヶ月前までに、地区連盟並びに部会に立候補者の有無を尋ねなければならない。
- 2 立候補者は、理事長の任期満了の3ヶ月前までに、地区連盟若しくは部会の推薦書を添えて、事務局に届け出なければならない。
- 3 理事長が再任を希望する場合は、以下の通りとする。
 - (1) 他に立候補者がいない場合は、再任とする。
 - (2) 他に立候補者がある場合は、事務局は冬季常任理事会までに選考委員会を招集して調整にあたる。調整が困難な場合には、常任理事による投票で決する。
 - (3) 選考委員会は、常任理事をもって構成する。
 - (4) 理事長が再任を希望するが、常任理事会の3分の2以上が再任を了承しない場合は、第3項(2)の手順に基づくものとする。
- 4 理事長が再任を希望しない場合は、以下の通りとする。
 - (1) 他に立候補者がいない場合は、事務局は選考委員会を招集して候補者の選考にあたり、常任理事会に諮って選定する。
 - (2) 他に立候補者がある場合は、事務局は冬季常任理事会までに選考委員会を招集して調整にあたる。調整が困難な場合には、常任理事による投票で決する。
 - (3) 選考委員会は、常任理事をもって構成する。
- 5 新理事長は、常任理事会において議決権者の過半数の支持を得なければならない。
- 6 理事長に不測の事態が起こった場合は、事務局は臨時に常任理事会を招集し、後任者の選定にあたる。
- 7 常任理事会で理事長に選任された者は、総会で承認を受け、理事長職に就くものとする。
- 8 上記の全ての項に該当しない場合は、別に常任理事会が定める。
- 9 この規定は、常任理事会の議決により改定できる。